

宝塚市立病院施設総合管理業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「宝塚市立病院施設総合管理業務」を委託する委託先を公募型プロポーザル方式により選定するため必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 宝塚市立病院施設総合管理業務
- (2) 業務内容 設備管理・施設営繕業務、清掃業務、警備業務、洗濯業務、電話交換業務
(宝塚市立病院 施設総合管理業務 委託仕様書による)
- (3) 委託期間 令和 2 年(2020 年)4 月 1 日～令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで (60 箇月間)
※ 契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日までは、業務準備期間として、本業務に関わる役務の実施手順等の確認期間とする。
- (4) 業務場所 宝塚市小浜 4 丁目 5 番 1 号 宝塚市立病院

3 施設概要

- (1) 宝塚市立病院 昭和 59 年新築 平成 10 年増築
- (2) 病床数 436 床
 - 敷地面積 35,931 m² (医師住宅、看護師宿舎、院外駐車場を含む。)
 - 延床面積 病院 31,902.96m² SRC造 8階建て
 - 屋外附属棟 (倉庫、医療ガス機械室、自転車置場他) 825.38m²
 - 医師住宅 320m² RC 造 2階建て
 - 看護師宿舎 1,238 m² RC 造 3 階建て

4 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - (3) 法人税、消費税又は地方消費税、宝塚市税を滞納していないこと。
 - (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたとき若しくは更生計画認可決定を受けたとき、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたとき若しくは再生計画認可決定を受けたときについては、この限りでない。
 - (5) 過去 5 年以内に一般病床 350 床以上の複数の病院で、本業務と同種又は類似する業務実績があること。
 - (6) 清掃業務に係る医療関連サービスマーク認定業者であること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 項に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (注) 実施要領公表から委託契約締結に至るまでの間に宝塚市において指名停止措置を受けている者は、選考対象業者から除外します。

5 主な日程

	実 施 事 項	日 程
1	公告	令和元年9月2日(月)
2	参加申請書受付(仕様書配布)	9月2日(月)～9月13日(金)
3	現地案内説明	9月9日(月)
4	質問書受付期間	9月13日(金) 午後1時まで
5	質問に対する回答	9月25日(水)
6	提案書の提出	10月2日(水) 午後5時まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング	10月17日(木)
8	審査結果通知	10月21日(月)

6 仕様について

委託仕様書については、個別に配布する。

(1) 配布期間

令和元年 9月2日(月) から令和元年 9月13 日(金) 午後5時まで

(2) 配布場所

宝塚市立病院 1 階 物品供給センター 担当：経営統括部 大黒

(3) 配布方法

1 ギガ以上空き容量のあるUSBメモリーを持参すること。

※配布者把握のため名刺の提出をお願いします。

(4) 現地説明会

令和元年9月9日(月) 午前10時 宝塚市立病院3階 講堂1

※事前に参加の連絡をお願いします。(連絡先は実施要領末尾15を参照)

7 提案書等の提出について

(1) 提出期限(受領期限)

令和元年 10月 2日(水) 午後5時まで

(2) 提出場所・方法

宝塚市立病院経営統括部管理担当(1階 物品供給センター)へ持参すること。

(3) 提出書類

ア 参加申請書 (様式1)

イ 受託業務実績一覧 (様式1-2)

ウ 会社概要 (様式3、3-2)

エ 業務提案書 (様式3-3、3-4、4、4-2、4-3、4-4、4-5、5、5-2、5-3)

オ 委託料見積書 (様式6、6-2、6-3)

カ 清掃業務に係る医療関連サービスマーク認定書の写し

キ 登記事項証明書又は商業登記簿謄本(写し可)

※申請日の直前3か月以内に発行されたもの。

ク 納税証明書

※直近の国税及び地方税の納税証明書(各税目に未納の税額が無いことの証明)

ケ 決算書類(決算報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書)

及び附属明細書

(4) 提出部数

正本 1部、副本 8部（コピー可） 上記のカ〜ケは正本にのみ添付

(5) その他

ア 提案書等の作成、提出に要する費用は参加事業者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

8 ヒアリングについて

参加申請書・提案書等の書類審査の結果、上位3者を対象に提出した業務提案書に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 説明者

会場に入室できるのは、5名以内とする。予定統括責任者（現場で業務の統括を行う予定の者）は、必ず出席すること。

(2) 開催日時

ヒアリングの開催日及び時間については、対象となった参加事業者に別途通知する。

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、令和元年9月13日（金）午後1時までに質問書（様式2）を提出すること。

(1) 提出方法 「宝塚市立病院管理担当」まで電子メールを送信すること。

提出先 m-takarazuka0200@city.takarazuka.lg.jp

(2) 回答方法 令和元年9月25日（水）に質問書提出者及び参加申請書の提出者全員に電子メールにて回答予定。

10 審査基準

提出された提案書の評価の基準は次のとおりとする。

(1) 評価項目 評価内容

ア 業務の実施体制

- ① 過去の受託実績、経営の安定性
- ② 総合管理における総合的な業務組織体制、指揮命令系統及び統括責任者の経験等
- ③ 業務従事者の配置体制（人員・年齢構成、既雇用者の継続雇用、障がい者雇用等）及び従事者への教育、研修体制
- ④ 想定外による事故、緊急修繕・修理及び災害時等における危機管理体制
- ⑤ 苦情等に対する具体的な対応・改善体制
- ⑥ コンプライアンス、個人情報保護体制
- ⑦ 病院要望に対する対応体制

イ 業務提案

- ① 業務水準の向上策
- ② 管理コストの軽減、省エネに関する提案
- ③ 患者サービス向上・病院経営に貢献する提案
- ④ 見積金額との整合性

ウ 委託料見積書

委託料は、設備管理業務・清掃業務・警備業務・洗濯業務・電話交換業務の5つの業務ごとに、5年度分(令和2年度～令和6年度)を毎年度分積算のうえ、見積書を作成すること。

※消費税及び地方消費税を含まないこと。

11 審査方法

(1) 選定方法

提案内容の審査は、宝塚市立病院が設置する審査委員会において審査する。

審査は、審査項目について書類審査を行い、評価点の上位3者に対してプレゼンテーション・ヒアリングを行い、最も評価の高い者(優先交渉権者)及び次点者を選定する。

なお、参加事業者が1者となった場合もプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、参加事業者全員に通知する。

なお、審査結果及び審査の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては一切応じることはできない。また、結果の発表に当たっては、提案内容を公表する場合もある。

(3) 最低点

参加事業者の評価点が著しく低い(合計得点が概ね60%を下回る場合)と判断される場合や、いずれかの項目の点数が0点の場合はその者の評価点に関わらず、指定候補者として選定しない。

12 提案限度額 5年総額 1,353,970,000円(消費税及び地方消費税は含まない)

※見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とします。

13 契約締結

優先交渉権者の決定後、優先交渉権者との業務内容の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。優先交渉権者は、確定した業務委託仕様書に基づき見積書を提出し、契約締結の手続きを行う。ただし、調整が不調となり、契約締結の合意に至らなかった場合には、次点者を優先交渉権者として同様の調整を行う。契約締結に際し、本プロポーザルの提案内容を尊重するが、詳細は協議のうえ業務内容を決定するものとする。

ア 契約保証金は、免除とする。

イ 前払金は、支払わない。

ウ 優先交渉権者が、契約締結までの間に、前記4(参加資格要件)を満たさない事由が生じた場合には、契約を締結しないことがある。

エ 契約については宝塚市病院事業管理者と締結する。

オ 業者引き継ぎに係る費用は発生しないものとする。

14 その他

(1) 以下に掲げる者が行った提案書等の提出は無効とする。

ア プロポーザルに参加する資格のない者

イ 虚偽の内容を記載した者

ウ 実施要領に記載されている事項に違反した者

エ その他、公正な審査や評価に影響を及ぼす行為があったと認められる者

(2) 提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令

に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事項に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。

- (3) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類等の返却は行わない。また、提案書の内容に対して、確認、問合せ、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 本プロポーザルに要する費用は、参加者事業者の負担とする。
- (6) 結果の発表に当たっては、提案内容を公表する場合がある。
- (7) 参加申請を取消す場合は、設備総合管理業務受託提案辞退届（様式指定なし）の提出が必要である。

15 担当課

宝塚市立病院 経営統括部 管理担当 今井、大黒

〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目5番1号

電話：0797-87-1473 FAX：0797-87-6921

電子メール m-takarazuka0200@city.takarazuka.lg.jp